

# 行政改革推進委員会の職務と活動計画

## 1. 委員会の職務

- ① 第3次行政改革大綱第4章（推進体制と進捗管理の方法）に示すように、「行政改革推進本部（市長が本部長）は行政改革大綱及び大綱を実現するための具体的な取組事項（実施計画）について、毎年度その進捗状況を取りまとめ、行政改革推進委員会に報告」し、「行政改革推進委員会は、その進捗状況の報告を受け、行政改革に対する評価・提言をする」とあります。

現在、下呂市では平成26年度から平成30年度までの5年間の期間とした第3次行政改革大綱及び行政改革実施計画を策定しており、その進捗状況を毎年報告し、評価・提言をしていただきます。

- ② 下呂市行政改革推進委員会設置条例第2条に、「委員会は、市長の諮問に応じて、下呂市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。」とあります。

これまで、行政改革の方向性を示した行政改革大綱を3度策定してきました。行政改革大綱の策定にあたっては、行政改革推進委員会に諮問し、答申をしていただきました。現在の第3次行政改革大綱の期間は平成30年度までですので、その後新たな行政改革大綱を策定する場合は、行政改革推進委員会に諮問することになります。

その他、行政改革に関する事項で市長が諮問した際は、調査審議することになります。

## 2. 諮問とは

市長が施策決定などをする際に、市民の方々など有識者で構成する委員会に意見を求めることを「諮問」といいます。行政改革推進委員会には、行政改革大綱（案）等について意見を求め、「答申」として意見を提出していただくこととなります。

「答申」は、諮問内容（行政改革大綱）と同等に位置づけられ、政策（行政改革）に活かされます。

## 3. 活動計画

年 度	回	月 日	内 容
平成27年度	第1回	10月15日	委嘱状交付、委員会の役割・行政改革大綱・行財政状況の説明、意見交換
	第2回	2月頃	下呂市行政改革の取組について提言
	その他	12月10日(予定)	若手改革集団 改善発表会